畜産における 東日本大震災による影響について

平成23年10月

農林水産省生産局食肉鶏卵課

〇 青森県、岩手県、宮城県の3県における畜産関係被害状況(6月23日までの報告分、福島県は調査中)

	家畜被害(頭・羽)		飼養頭羽数 b	詞養頭羽数 b 施設被害(棟・基・式)〔※〕						
	а	水死 〔津波〕	圧死・餓死・凍死	(被害割合 a/b)		全壊	半壊	一部損壊	生乳廃棄(t)	その他
乳用牛	187	171	16	85, 900 (0. 2%)	9	畜舎2、農具庫1		畜舎等6	13, 866	
肉用牛	458	446	12	271, 400 (0. 2%)	10	畜舎2、農具庫1、 飼料ダンカ2	畜舎等2	飼料タンク3		
牛 (乳用牛か 肉用牛かは 不明)	17	0	17	_	0					
養豚	5, 850	4, 037	1, 813	1, 065, 000 (0. 5%)		畜舎7、 <u>飼料タンク2</u> 給水施設等2、 畜舎等9	畜舎1	畜舎1		
養鶏 (採卵鶏及びプロ イラー)	4, 548, 955	174, 800	4, 374, 155	39, 611, 000 (11. 5%)		畜舎3		畜舎23、ケージ倒壊 4、飼料タンク等2		卵廃棄40t
畜種 不明					93	畜舎57、畜舎1、 飼料貯蔵庫1、 たい肥センター1		畜舎等12、 粗飼料貯蔵庫等6、 食肉処理施設3、たい肥センター10、家畜市 場等2		
被害計	4, 555, 467	179, 454	4, 376, 013		166	91	3	72		

出典:東北農政局調べ

飼養頭羽数については「畜産統計」(乳用牛・肉用牛:平成22年2月1日現在、養豚・採卵鶏:平成21年2月1日現在)、

「食肉流通統計」(ブロイラー:平成21年2月1日現在)

※ 施設被害で四角で囲ったものは津波によるもの

原発事故で被害を受けた農林漁業者等への賠償

- 8月5日、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会で原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針が とりまとめられ、農林水産業・食品産業における損害について幅広く位置づけ。これを踏まえ、東京電力は本払いを開 始する方針。
- 農林水産省としては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった損害も含め、東京電力に対し一層の早期支払いを求め、適切かつ速やかな賠償の実現に全力で取り組む。

中間指針の概要(農林漁業等に関する主な内容)

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

- ○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、
 - ①政府による指示等 ②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、
 - ③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの

に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

〇農林漁業

①食用農林産物: 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉

②茶 : 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡

③食用畜産物 : 福島、茨城、栃木 ④水産物 : 福島、茨城、栃木、群馬、千葉

⑤花 : 福島、茨城、栃木 ⑥その他の農林水産物 : 福島

〇牛肉等(セシウム汚染牛肉関係)

牛・牛肉・牛肉加工品:17道県 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃

木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根。他の都道府 県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われるべき旨を記載)

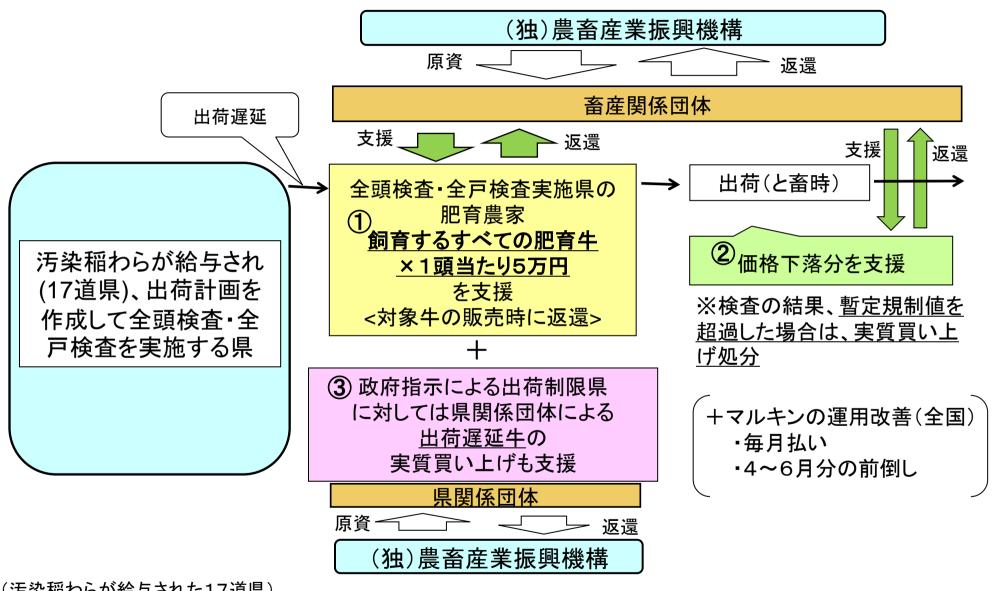
〇農産物加工・食品製造業 〇農林水産物・食品の流通業 〇輸出

損害賠償請求・仮払いの状況 (8月31日現在)

	請求額	仮払い額		
宮城県	2億円	_		
山形県	0.6億円	_		
福島県	240億円	88億円		
茨城県	279億円	63億円		
栃木県	53億円	20億円		
群馬県	44億円	19億円		
埼玉県	9億円	_		
千葉県	47億円	5億円		
神奈川県	4億円	2億円		
新潟県	0.2億円	_		
静岡県	1億円	_		
合計	679億円	197億円		

※ 関係団体、関係県からの聞き取りにより把握できたものを記載

肉用牛肥育経営緊急支援事業<新スキーム>



(汚染稲わらが給与された17道県)

ア)政府指示による出荷制限(4県):福島、宮城、岩手、栃木

イ)その他(13道県):北海道、青森、山形、秋田、新潟、茨城、群馬、埼玉、千葉、静岡、岐阜、三重、島根

肉用牛肥育経営緊急支援事業の概要 <①緊急支援金について>

1. 事業の内容

出荷計画に基づく全頭検査・全戸検査実施県の肥育農家に対し、

「飼育するすべての肥育牛×1頭当たり5万円」を支援

2. 肥育牛の月齢

出荷計画に基づく出荷開始日又は出荷制限指示のあった日の次の月齢の肥育牛 (トレサ情報に基づき農家ごとのリストを作成)

- 〇肉専用種 満9か月超~34か月齢未満
- 〇交雑種 満7か月超~32か月齢未満
- 〇乳用種 満6か月超~26か月齢未満

素牛の平均導入月齢~98%が出荷される月齢

※ただし、飼養形態により肥育牛の月齢が上記範囲と 異なる場合は個別に協議(県団体で設定)。

3. 手続き

トレサ情報に基づく肥育農家ごとの対象牛のリストを提供、肥育農家はリストを確認し申請。ただし、必要に応じ、

「新マルキン登録頭数×1頭当たり5万円」の概算払を先行して実施

4. 返還

価格下落分の支援を受け取った時点など対象牛を販売した際、賠償金を受け取った際に精算 することを基本に返還

肉用牛肥育経営緊急支援事業の概要 <②価格下落支援について>

1. 事業の内容

出荷計画に基づく全頭検査・全戸検査開始後であっても、価格が下落している場合に、価格 下落分を支援

2. 支援額

県ごとに、汚染稲わら問題発生直前(4~6月)と、全頭検査・全戸検査開始後の週ごとの平均枝肉価格(品種別・格付け別)の差額を支援

3. 検査結果が暫定規制値を超過した場合 「枝肉価格+内臓価格+処分費用」を支援。 枝肉価格は、格付けが困難なことから、4~6 月の品種別価格

(肉専用種 82万円以内、日本短角種:58万円以内、 交雑種:54万円以内、乳用種:33万円以内)

4. 返還

賠償金を受け取った際に精算することを基本 に返還

5. 実施期間

東電による賠償(仮払い含む)が軌道にのる まで。(最長12月まで)



「〇〇県の和牛A4の枝肉の場合」

品種別・格付け別 4~6月平均枝肉 単価

価格下落: 500円/kg

1,800円/kg

品種別・格付け別 8月第4週の平均 枝肉単価 1,300円/kg

•平均枝肉重量

500kg(品種別·格付け別4~6月平均枝肉重量)

価格下落額の計算

(1,800円/kg-1,300円/kg)×500kg=25万円/頭

この場合、価格下落分として、25万円/頭を肥育農家へ支援

肉用牛肥育経営緊急支援事業の概要く③出荷制限県の実質買い上げについて>

1. 事業の内容

出荷制限県を対象に、県団体による出荷遅延牛の実質買い上げ(平均的な買い上げ相当額 を農家に交付)を支援

2. 対象牛

県団体が、従来の出荷月齢、出荷体重等に基づき定めた基準により、出荷遅延牛(その時点で出荷適期にあり遅延が確実な場合を含む)として支援が必要な肥育牛

3. 支援額

黒毛和種:78万円、日本短角種:54万円、交雑種:50万円、乳用種:29万円 (※上記単価以内。ただし、県団体において取引実績等を考慮して5万円まで引き上げ可。)

4. 返還

対象牛を販売した際、賠償金を受け取った際に精算することを基本に返還。

5. 実施期間

東電による賠償(仮払含む)が軌道にのるまで(最長23年12月まで)

6. その他

緊急支援金(5万円)の対象となった牛については、5万円は返還。(緊急支援金を受けずに実質買上げの支援のみを受けることは可。ただし、価格下落支援との重複は不可。)